

二〇二〇年から新型コロナウイルスが流行し、国から国民へ様々な給付金が配付され始めました。東京の病院で働く看護師の母も、その対象となり、医療従事者として慰労金を受け取りました。その時期私は、インターネットで国からの給付金が「課税」か「非課税」か、ということが一部で問題視されていることを知りました。

そこで、母の貰った慰労金について、課税対象になるのか調べてみたところ、所得税法の「心身又は資産に加えられた障害について支給を受ける相当の見舞金」に該当し、「非課税」にあたることが分かりました。では、何が課税対象になるのか、気になり調べてみると、全国民一律に受け取った特別給付金、子育て世代、ひとり親世帯への臨時特別給付金などは慰労金と同じく「非課税」、中小企業や個人事業者に向けた持続化給付金、休業要請協力金、雇用調整助成金などは「課税」となっていました。一見すると課税が多く、普段から税金を払っているにも関わらず、給付金にまで税金がかかるのか、と思いましたが、そうではありませんでした。もともと所得は課税されるもので、補助金、助成金、給付金ともに例外的に法律で明記されているものに限り、非課税とされているそうです。ここで、前記した支援策を見てみると、家計に関わる給付金については「非課税」で、営業に関わる給付金については「課税」であることがわかります。例外的に法律で明記されているから、医療従事者の見舞金は「非課税」で、全ての国民が一律に貰えるわけではないから、事業者の支援金は「課税」であるなど、調べてみて、給付金の課税には理由があることが理解できました。これらのことから、あまり私たちの生活と結びつけて考えたことがなかったけれど法律は、私たちの生活が困窮してしまわぬように出来、私たちの家計は、「法」に、そして国に、支えられていて、中小企業、個人事業者といった営業者は、「法」や私たちの払った「税」によって支えられているのだと感じました。

改めてこの現在のコロナ禍で、国が国民を支え、国民が事業者を支え、経済が回って国が事業者たちに支えられ、という形が見えた気がしました。普段、「どうして消費税、住民税、自動車税、と何をするにも税がつくのだろう」と考え、税のある生活を少し迷惑に感じていましたが、新型コロナウイルスの影響で仕事が停止、または制限を強いられている事業者の方々などのために、少しでも使われるのなら、そのための「税」なんだと思いました。まだ厳しい状況だけれど、一人ひとりの小さな税が回っていけば良いと考え「税」を前向きに捉えていきたいです。